

佐賀県告示第 320 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 28 年 6 月 10 日から平成 28 年 7 月 11 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 平山相知線	唐津市相知町相知字平田 1426 番 4 地先から 唐津市相知町相知字浜白 17 番 1 地先まで	平成 28. 6. 10
県道 鳥巢浜崎停 車場線	唐津市浜玉町平原字寺田甲 27 番 1 地先から 唐津市浜玉町南山字樋口 2166 番 2 地先まで	〃